

## 9. ミャンマー

### 9.1 ミャンマーの基本情報

#### 9.1.1 廃棄物処理・3R関連情報

##### (1) 廃棄物処理・3R制度

#### 1) 廃棄物処理・リサイクルに関する基本法

##### a. 中央政府レベル

ミャンマーの廃棄物関連法制度として、2012年3月30日に制定された「環境保護法 (Environmental Conservation Law)」が挙げられる。本法では、環境保護森林省 (Ministry of Environmental Conservation and Forestry : MOECAF) が廃棄物処理施設の設置を推進すること (第7条)、廃棄物管理に関する環境基準を制定すること (第10条)、廃棄物管理の実施を監視すること (第13条) 等の全般的事項が定められている。

さらに本法では、上記に関する個別の事項として、環境保護森林省が有害廃棄物に係る基準を制定すること (第7条)、固体廃棄物に関する環境基準を制定すること (第10条)、都市における廃棄物管理に係る関係機関への助言を行うこと (第17条) 等が明文化された。また、事業者の義務として、環境汚染を生じない方法で廃棄物を処分すること (第15条)、経済特別区 (Special Economic Zone, SEZ) においては廃棄物管理に係るコストを負担すること (第16条) が定められた。

また、その施行細則にあたる環境保全規則 (Environmental Conservation Rules) が2014年6月に公布され、環境基準や廃棄物の分類、EIA 手続きなどが条項として記載されている。しかしながら、具体的な数値や分類項目などの策定は未だなされていない。

環境保護森林省の環境保護局 (Environmental Conservation Department : ECD) は、ノルウェー政府の協力を受け、有害廃棄物の判断基準、処理方法等についてのマスタープラン作成を検討している。2015年11月現在、バーゼル条約に規定される有害廃棄物の分類を参考に有害廃棄物分類のドラフトが作成され、2015年11月27日にはミャンマーへの投資企業を主な対象として説明会および意見交換会が開催されている。

##### b. 自治体レベル

ヤンゴン市を例にとると、1990年に制定された「ヤンゴン市開発法 (The City of Yangon Development Law, The State Law and Order Restoration Council Law No.11/90)」並びに1993年に制定された「開発委員会法 (Development Committees Law, The State Law and Order Restoration Council Law No. 5/93)」において、公衆衛生管理が市政府の責務であることが定められている。また1992年に制定された「ヤンゴン市条例 (The City of Yangon Municipal Act)」では、汚物、し尿、廃棄物の収集、処理、処分が市政府の責務とされ、廃棄物管理に係る基本的な事項が定められている。

廃棄物管理に関するより具体的な制度・規則を定めた条例として、1996 年に制定された「清掃規則 (Cleaning Rules, Order No.3/96)」が挙げられる。本規則では、公共の場所への各種ごみの投棄を禁じ、指定された場所へのごみの排出が義務づけられた。また、1999 年に制定された「ヤンゴン市汚染管理・清掃規則 (Pollution Control and Cleansing Rules, Order No.10/99)」では、廃棄物の収集・運搬、処理・処分に係る市政府、事業者および市民の責務と制約が規定されている。

本規則では、固形廃棄物管理に加えて排水溝の清掃、公衆トイレの整備、公共墓地、ならびに水、大気、土壌などの各種典型公害の防止に関する事項が定められた。但し、本規則ではリサイクル(3R)の推進に関しては言及されていない。なお、ヤンゴン管区(Yangon Region)レベルでは、廃棄物関連法制度は制定されていない。

## 2) 個別リサイクル法

個別リサイクル法については未制定である。

### (2) 廃棄物処理・3Rに関する中央政府や地方自治体の行政機関、関係団体等に関する情報

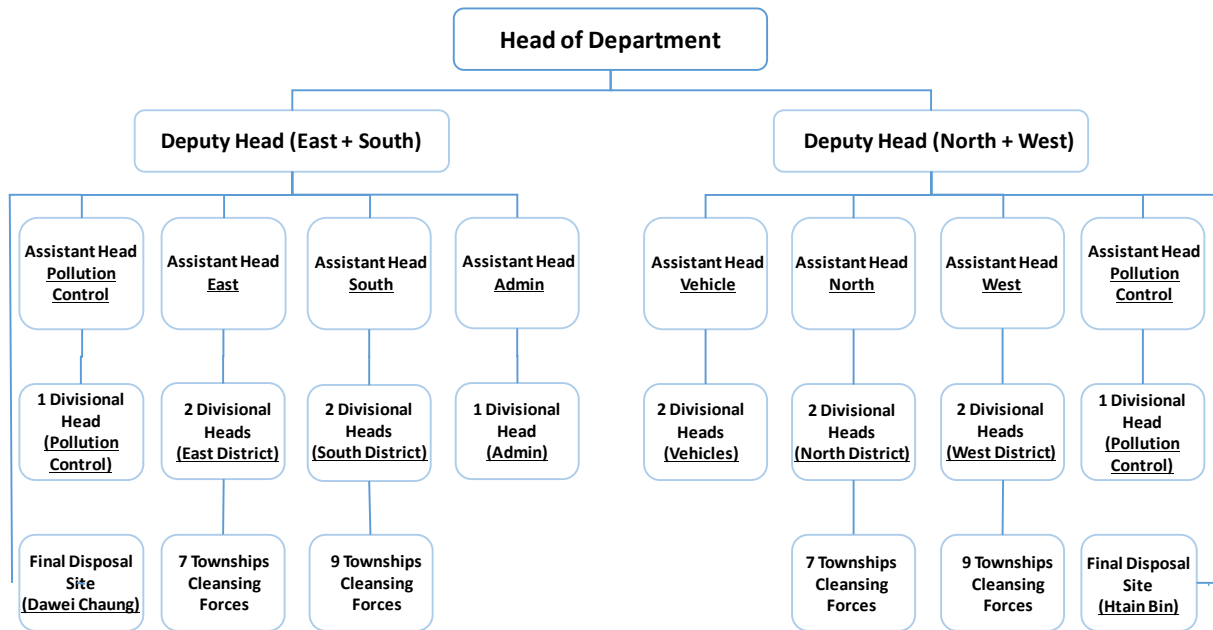
#### 1) 環境保護森林省環境保護局

環境保護森林省の環境保護局の下に設置された、汚染管理部 (Pollution Control Division) 都市工業課 (Urban and Industry Section) が法整備等を担当している。

#### 2) ヤンゴン市開発委員会 (Yangon City Development Committee : YCDC)

ヤンゴン市における廃棄物管理の管轄部局であるヤンゴン市開発委員会の汚染管理・清掃局 (Pollution Control and Cleansing Department : YCDC/PCCD) は、廃棄物の収集運搬、処分場および墓地の管理運営、リサイクル活動、並びに住民啓発活動を実施している。

汚染管理清掃部には 39 管理職 (officers)、1,040 職員 (staff)、そして 3,800 名の労働者が所属しており、図 1 に示すとおり i) 東・南、および ii) 西・北の管理区に別れている。PCCD の業務としては、廃棄物の収集・運搬・最終処分、環境管理、公害防止 (大気、排水、土地)、および墓地管理がある。全ての部署がそれぞれ医療廃棄物の管理に携わっている。



出典： YCDC-PCDC

図 1 YCDC-PCDC の組織図

(3) 廃棄物の種類毎の発生量及びその総量並びにこれらの将来予測

ミャンマー全国の数値はないが、都市ごとに現状の発生状況を整理すると以下の通り。

1) ヤンゴン

2011 年における YCDC による廃棄物収集量を以下に示す。都市廃棄物については、日量 1,403 トンであり、その内家庭系廃棄物が 870 トン、その他が 533 トンとなっている。有害産業廃棄物の収集量については 0.14 トン/日、感染性廃棄物が 1.4 トン/日となっているが、実際に排出される量は不明であり、YCDC の処理以外の自社処理、あるいは不法投棄されている分が存在すると思われる。

表 1 ヤンゴン市における廃棄物発生量

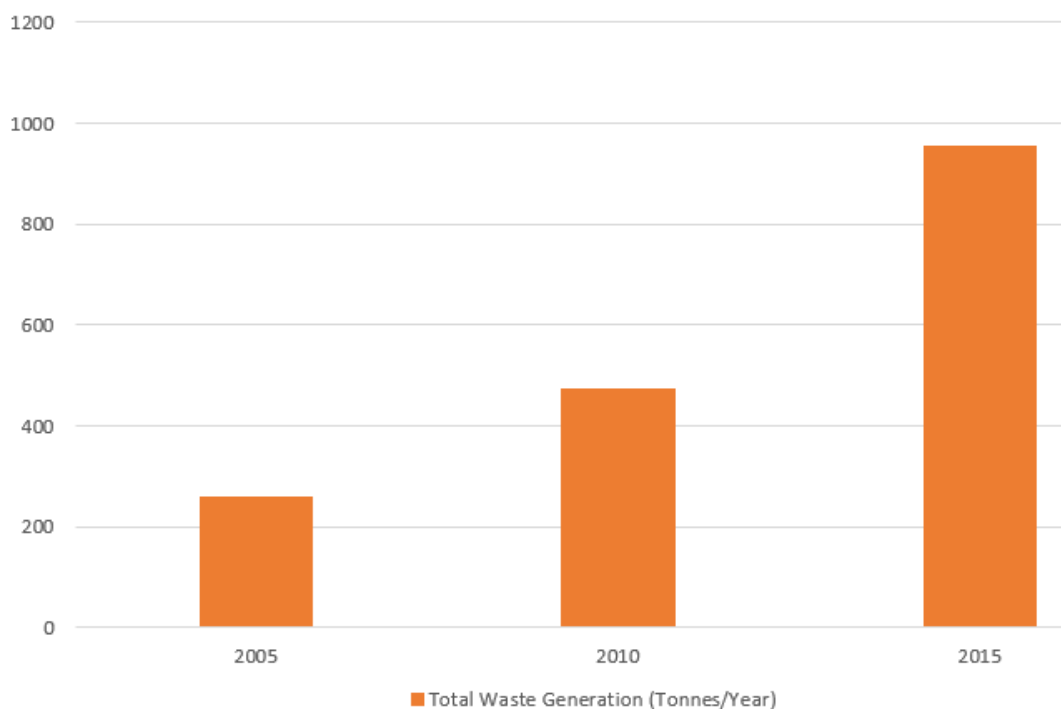
区分		廃棄物量 (トン/日)	割合
都市廃棄物	家庭系廃棄物	870	0.62
	その他	533	0.38
	計	1,403	1.00
有害廃棄物	有害産業廃棄物	0.14 <sup>*1</sup>	-
	感染性廃棄物	1.4	-
	計	-	-

注\*1：過去 7 年の平均値

出典：ミャンマー国ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査ファイナルレポート I

## 2) マンダレー

近年の都市化、商業化、人口増加により廃棄物の発生量は増加しており、1人1日あたり廃棄物発生量は0.4~0.45kgであり、マンダレー市全体で800トン/日の廃棄物が発生している。尚、一般廃棄物の組成は30-50%が食品ごみが多く、次いでプラスチックごみ、排水汚泥、木材ごみが多くなっている。



出典：QUICK STUDY ON WASTE MANAGEMENT IN MYANMAR

図 2 マンダレー市における廃棄物発生量

## 3) ネピドー

ネピドーの廃棄物はネピドー開発委員会（Naypyitaw Development Committee 以下 NDC）の属する汚染管理清掃局（Pollution Control and Cleansing Department 以下 PCCD）により実施されている。ネピドーには工業団地が立地しないため、廃棄物の発生源としては、家庭、商業施設（ホテル、レストラン等）、病院・クリニックのほか、数多く存在する政府系機関である。

一般廃棄物の発生量は0.51kg/日/人であり、廃棄物の発生量は1日あたり160トン程度と推計されている。

## (4) 廃棄物の処理方法毎の処理量及びその総量並びにこれらの将来予測

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

## (5) 廃棄物処理・3Rに係るインフラ整備状況及びその将来予測

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

ただ、関連するインフラ整備計画として、2013年にJICAにより作成されたヤンゴン市開発のマスタープラン(MP)がある。現在、ドラフトを検討中であり、2017年度内の取りまとめが目標となっている。

全部で47のプロジェクトがあり、その中の一つに廃棄物関連がある。目標期間は2040年までとなっている。以下、廃棄物関連でMPに追加が想定されている内容を記す。

### ①廃棄物発電プラント

ヤンゴン管区を3つの地域に分け、それぞれ500-800トン規模のプラントを設置する。

### ②有害、医療廃棄物処理プラント

ヤンゴンの火葬場の隣の5エーカーの土地を将来の有害、医療系廃棄物処理のために準備する。予算は20億ミャンマーチャット(約2億円)。施設の詳細スペックは決まっていない。

### ③リサイクルセンター(工業団地)

既存の工業団地にリサイクルセンターを設置し、リサイクル対象と非有害廃棄物の選別を行う機能を持たせる。

### ④工業団地のリノベーション

ティラワ工業団地をモデルとして考えており、工業団地に管理会社(ティラワと同様のOne Stop Service Center(OSSC))の機能を持つものを作り、管理機能を持たせる。

### ⑤有害廃棄物処理

蛍光灯、電池の収集などを行う。

## (6) 廃棄物処理・3Rに係る企業の状況(企業数、業態、売り上げ等)

今回の調査では、企業の全体の状況については、参考となる情報は得られなかった。

ただ、日本企業の進出状況として、JFEエンジニアリングは、ヤンゴン市にて一般廃棄物を対象とした焼却炉(廃棄物発電プラント)の導入検討を進めてきており、2015年度にはJCM事業として日本の環境省より認可された。現在、EPC実施者として廃棄物発電プラントの建設を行っており、2017年の3月末の引き渡しを予定している。処理量は60t/day、形式はストーカ、発電量は700kWである。

## (7) 廃棄物処理・3Rに係る人々の意識

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

## (8) 廃棄物処理・3Rに関するビジネス慣習

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

## (9) 日本の他省庁・関係団体の関連する活動

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

(10) 廃棄物関連産業育成計画

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

(11) 廃棄物処理・3Rに関する情報源

- ミャンマー環境保護森林省 (Ministry of Environmental Conservation and Forestry : MOECAF)  
住所 : (Environmental Conservation Department) Building No.53, ECD Nay Pyi Taw, Myanmar  
Web サイト : <http://www.moecaf.gov.mm/>
  
- ヤンゴン市開発委員会 (Yangon City Development Committee : YCDC)  
住所 : Yangon City Hall, Kyauktada Township, Yangon Region, Myanmar  
電話 : (Pollution Control and Cleansing Department) 01-246571  
Web サイト : <http://www.ycdc.gov.mm/>
  
- 在日ミャンマー共和国大使館  
住所 : 東京都品川区北品川 4 丁目 8-2 6  
電話 : 03-3441-9291  
Web サイト : <http://www.myanmar-embassy-tokyo.net/>  
メールアドレス : [contact@myanmar-embassy-tokyo.net](mailto:contact@myanmar-embassy-tokyo.net)

## 9.1.2 社会・経済の状況

## (1) 人口の経年推移（単位：万人）

人口の経年推移を以下に示す。ミャンマーの人口は近年一貫して増加し、2014 年の人口は約 5300 万人となっている。

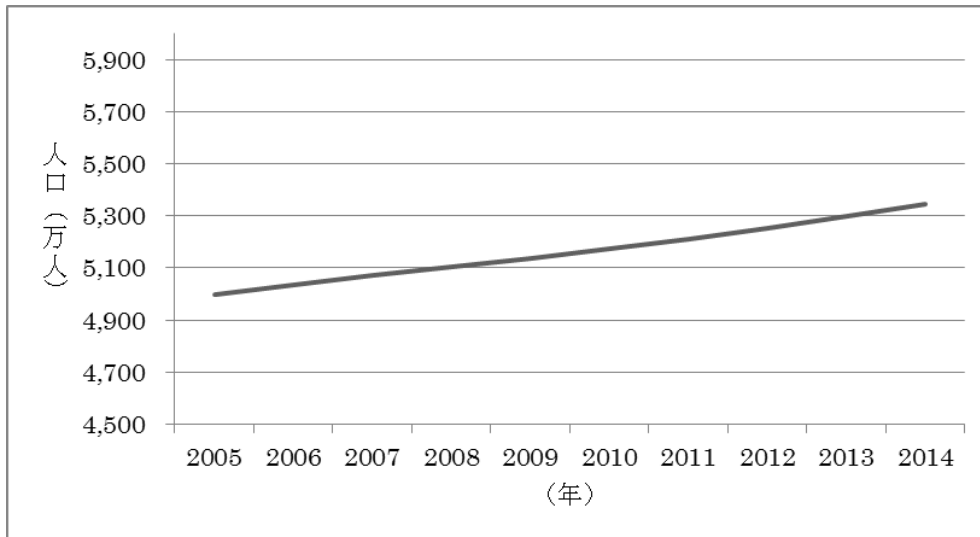


図 3 人口の推移

出所：世銀 Web サイト <http://data.worldbank.org/indicator>  
 (最終アクセス日：2016 年 3 月 23 日) をもとに三菱総合研究所作成

## (2) 国内総生産の経年推移(単位：百万 US\$)

国内総生産の推移以下に示す。2010 年代の初めは国内総生産の伸びが鈍化した、2014 年には前年から大きく増加した。

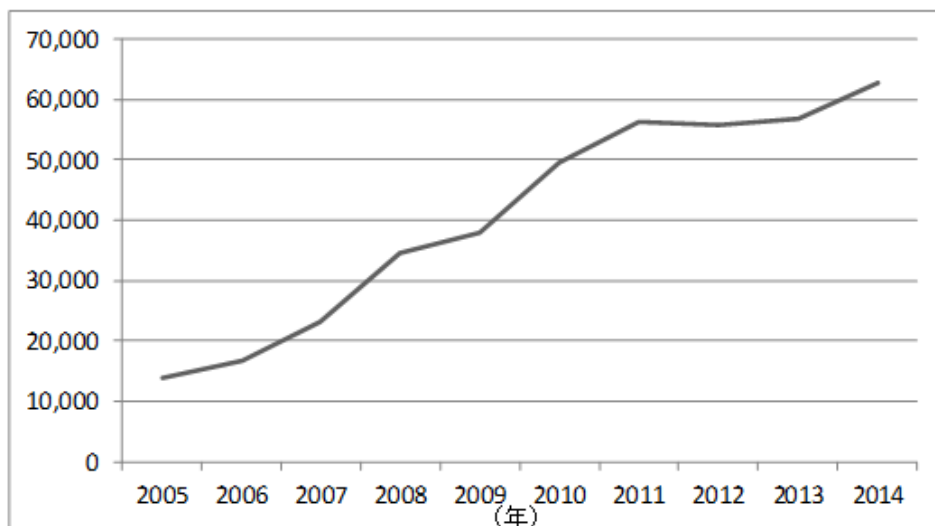


図 4 国内総生産の推移

出所：IMF World Economic Outlook Database (2015 年 4 月号) をもとに三菱総合研究所作成

## (3) 産業構造

20 世紀半ばまでの英国統治下における農業の推奨、また 1988 年以降の軍事政権下での先進諸国による経済制裁等の要因により、工業化が遅れた。下記の産業別 GDP 構成比を見ると、2000/01 年には農業が 57.2%、鉱工業は約 9.7%であったが、2012/13 年には鉱工業 32%がとなり、農業の 30.5%を逆転した（表 9-2）。鉱工業は 10 年余りで目覚ましい進歩を遂げ、さらにサービス業も微増ながら増加傾向である。

製造業だけで見るとその GDP 構成比は 2012/13 年で 19.9%程度だが、工業団地や物流インフラ、通信インフラの整備と共に、懸案事項の電力供給問題に改善の兆しがあること、識字率が高いにもかかわらず、ワーカ―の給与が近隣諸国と比べて際立って低いこと、などの理由から外資を中心とした製造業の進出が活発化するものと期待されている。

サービス産業（建設、電気、ガス、水道を含む）については、対外関係正常化と経済自由化により個人消費が急拡大しつつある状況である。

表 2 産業別 GDP 構成比（市場価格）（単位：％）

産業セクター	年				
	1995/96	2000/01	2003/04	2005/06	2007/08
農林水産業	60.0	57.2	50.6	46.7	43.3
鉱工業	9.9	9.7	14.3	17.5	20.4
サービス業	30.1	33.1	35.1	35.8	36.3
GPD 合計（その他を含む）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

産業セクター	年				
	2008/09	2009/10	2010/11	2011/12	2012/13
農林水産業	40.3	38.1	36.8	32.5	30.5
鉱工業	22.7	24.6	26.5	31.3	32.0
サービス業	37.1	37.3	36.7	36.2	37.5
GPD 合計（その他を含む）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所 アジア開発銀行（ADB）

これまでミャンマーでは経済活動の主要な部分は国有企業によって担われてきた。それが国家財政の赤字の大きな要因になっているため、国有企業の民営化が進んでいる。具体的には以下の 12 業種が国有事業の対象とされ、原則として民間企業の投資は制限されてきた。①航空・鉄道、②郵便・通信、③チーク材の伐採・販売、④森林の植林・管理、⑤石油・天然ガスの採掘・生産・販売、⑥真珠・ヒスイ・その他宝石の採掘・輸出、⑦政府調査用漁場における魚・海老の養殖、⑧銀行・保険、⑨テレビ・ラジオ放送、⑩金属の採掘・輸出、⑪発電（法律上民間業者に認められているものを除く）、⑫治安・国防に関連する製品製造

国有工業企業数は 2008 年の 917 社から 2010 年には 652 社に減少してきた。近年では鉄道、航空会社の民営化、通信・郵便・電信省が宅配便や郵便事業の運営権を民間企業に認可したり、その他携帯電話事業や石油製品販売事業などでも民営化を打ち出していることで、企業の民営化のスピードが加速している。

出所：ARC 国別情勢研究会「ARC レポート ミャンマー 2015/16」



#### (4) 輸送事情

交通網の整備の拡充や改良は遅れている。予算の制約から十分なインフラ整備ができない状況が続いているが、積極的に国内外資本を導入していくことで、交通網の体系的整備に着手している。

- ① 道路に関して、政府は 2001 年から 2030 年までの「30 年道路整備計画」を策定して、「国家の発展は道路と橋梁の整備に直接依存する」（建設省）とした上で、既存道路の改修（連邦道路の舗装率は約 50%）、新規道路の建設、国際幹線道路の整備推進を目標としている。
- ② 鉄道では、英国植民地時代の 1886 年から営業されていた路線（ヤンゴン～マンダレー間）が基本となっている。鉄道は主に単線で蒸気機関車も最近まで使用されていた。日本で不要となった気動車（ディーゼル）、ディーゼル機関車などが多く使用されている。ヤンゴンでは環状運転を行う路線が存在（1 周約 47 km、所要時間 2.5 時間～3 時間）しており、1 日 200 本運行、1 日平均 13 万人が利用している。
- ③ 海運に関して、運輸省傘下のミャンマー湾岸公社が 9 つの港湾を管理している。また、以前は国営であった五星海運会社が 2010 年に民営化して外港貨物輸送等を担当しており、外国貿易の 9 割近くをヤンゴン港と隣接するティラワ港で扱っている。しかしながら、少数の企業が市場を独占していることとシンガポールで積み替えが生じることなどにより、ASEAN 域内でもミャンマーの海運運賃は突出して高い。
- ④ 航空輸送において、国際空港はヤンゴン、マンダレー、首都ネピドーの 3 空港がある。これまでは国営企業のミャンマー航空の独占であったが、シンガポール資本との合弁である航空会社などをはじめとして、近年では国際線では 2 社、国内線では 4 社が運航している。

出所：ARC 国別情勢研究会「ARC レポート ミャンマー 2015/16」

#### (5) 商習慣

##### <労働法>

労働法については関連情報入手できず。ただし、雇用条件や社会保障制度については以下の通りである。

##### ● 雇用条件

5 人以上雇用する会社は、労働事務所（Township Labour Office: TLO）を通して募集や採用活動を行う。

雇用契約書には、雇用者は被雇用者に対して、①労働時間、②休日、③休暇、④時間外勤務、⑤賃金の支払い、⑥雇用に起因するあるいは雇用の過程で事故が発生して死亡しないし障害が発生した場合の補償、⑦社会保険給付金に関する権利と特権を与えること、などを明記する。一方、雇用契約書に定められた何らかの違法行為を行ったり義務を履行していないことが判明した場合には、3 回正式に警告した上で退職給付金を支払うこ

となく、当該被雇用者を解雇することができる。解雇する場合に雇用主は規定に則り補償金は支払う義務がある。雇用契約書は締結後に地域の労働事務所に提出する必要がある。

● 社会保険保障制度

社会保障法では、5 人を超える従業員を有する雇用主に対して、社会保障保険料を支払うことを義務付けている。これに加えて国家が 1 % の保険料を負担する。従業員の給与・賃金の 2.5 %（雇用主）と 1.5 %（従業員）の割合で雇用主と従業員は保険料を支払う必要がある。また、雇用主は従業員に支払う給与・賃金から従業員が支払うべき保険料を源泉徴収することが義務付けられている。

出所：ARC 国別情勢研究会「ARC レポート ミャンマー 2013/14」

<労働組合>

2011 年 10 月 12 日に政府が 58 条からなる新労働組合法を公表した。1926 年制定の労働組合法（The Trade Unions Act）を改訂して、労働者の権利を保護し、良好な労使関係を維持することを目的としている。これは、新たな民主化措置の 1 つとして注目されている。

労働組合を組織するには、30 人以上の労働者が雇用されていることと、全労働者の 10 % 以上の参加が必要になる。29 人以下の工場は他の企業と共同で組合を発足することができる。

これにより、労働関連法規に規定されている権利を享受できない場合には、雇用者側と交渉でき、ストライキを行う権利も定めている。しかしながら、ミャンマーは敬虔な仏教徒が多く、一般的には争いを好まない国民性も影響してか、多少の労働問題はあっても裁判や労働争議に発展するようなケースはこれまでは稀であった。今後は貧富の格差拡大が生じていくと予想されることにより、労働者の雇用条件改善に取り組もうとする政府の姿勢が見受けられる。

出所：ARC 国別情勢研究会「ARC レポート ミャンマー 2013/14」

(6) 生活習慣

<言語>

ミャンマー語

<宗教>

仏教（90%）、キリスト教、イスラム教等

<人種・民族>

ビルマ族（約 70%）、その他多くの少数民族

出所 外務省 Web サイト（ミャンマー連邦共和国 基礎データ）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html>

## &lt;祝祭日&gt;

表 3 ミャンマーの祝祭日一覧

日 付	祝祭日の内容
1月4日	独立記念日（1948年1月4日、英国より独立）
2月12日	連邦記念日（1947年にアウンサン将軍、連邦制を宣言）
3月2日	農民の日（1962年ネーウィン将軍、軍事クーデター）
3月27日	国軍記念日（1945年3月、日本軍政に対し抵抗戦線確立）
4月13日	水祭り（ティンジャン。新年を祝う）通常16日まで休日
4月17日	ミャンマーの新年
5月1日	労働者の日（メーデー）
7月19日	殉難者の日（1947年アウンサン将軍以下7名のリーダーが暗殺）
11月25日	ナショナル・デー（1925年の油田労働者のストライキ、反英覚醒運動）
12月19日	カレン新年
12月25日	クリスマス

※以上のほかに、3月、5月、7月、10月、11月の満月の日が、潔斎日として祝日となる。  
また、イスラム教やヒンドゥー教の休日もある。

出所：ARC 国別情勢研究会「ARC レポート ミャンマー 2015/16」

## (7) 生活水準、平均年収

## &lt;月額賃金（ヤンゴン）&gt;

表 4 職種別の月額賃金（ヤンゴン）

(単位：米ドル)

職 種	賃 金
ワーカー（一般工職）	127（月額）
エンジニア（中堅技術者）	388（月額）
中間管理職（課長クラス）	951（月額）
スタッフ（一般職）	354（月額）
マネージャー（課長クラス）	978（月額）
店舗スタッフ（アパレル）	59～68（月額）
店舗スタッフ（飲食）	68～78（月額）

出所：JETRO 投資コスト比較 <http://www.jetro.go.jp/world/search/cost/>（最終アクセス日：2016年3月14日）をもとに三菱総合研究所作成

## &lt;平均年収&gt;

GNI（一人当たり、アトラス法）US\$ 1,270（2014）

出所：世銀 Web サイト <http://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD>（最終アクセス日：2016年3月14日）

## (8) 歴史（廃棄物、環境問題等に関わるもの）

2016 年 2 月の現地調査で情報収集に努めたが、環境問題や廃棄物処理への対応に関する歴史が浅く、情報が不足している状況である。

## (9) 廃棄物処理・3R事業を行う上での各種規制（環境規制、建築規制、物流規制）

## ＜一般的な環境規制＞

2008 年に改正された憲法では、ミャンマー連邦が自然環境を保護・保全する義務を有することが盛り込まれている。また、390 条では、すべての市民に対して環境保護を行う義務を定めている。

また、具体的な環境規制としては、2012 年 3 月 30 日に制定された「環境保護法（Environmental Conservation Law）」と 2014 年 6 月 5 日に発行された環境保全規制がある。

出所：ミャンマー政府の UNEP の会議におけるプレゼン資料

<http://www.unep.org/delc/Portals/119/events/country-presentations-myanmar.pdf>（最終アクセス日：2016 年 3 月 24 日）

## ＜環境影響評価に係る規制＞

環境影響評価（Environmental Impact Assessment, EIA）に関する規定として、2015 年 12 月に EIA 手続きに係る制度である Environmental Impact Assessment Procedure (EIAP) が新たに公布された。

事業主体は事業計画を環境保全森林省（Ministry of Environmental Conservation and Forestry）に提出する。環境保全局（Environmental Conservation Department）が、環境影響評価（EIA 或いは IEE）及び環境管理計画（Environmental Management Plan）の必要性を判断し、15 日以内に文書で事業主体に通知する。

廃棄物処理プロジェクトに係る環境影響評価の対象を以下の表に示す。有害廃棄物の焼却は直接的に記載無く、非有害廃棄物の焼却の場合、4t/h 以下であれば IEE の対象、それ以上であれば EIA の対象とされている。有害廃棄物については処分場（Disposal facility）については All size と規模によらず EIA の対象とされている。

表 5 廃棄物処理プロジェクトに係る環境影響評価の対象

事業の種類	IEE 対象規模	EIA 対象規模
Non-Hazardous Waste Disposal Facilities	Landfills < 10 t/d and total capacity < 25,000 t Others < 50 t/d	Landfills ≥ 10 t/d or total capacity ≥ 25,000 t Others ≥ 50 t/d
Non-Hazardous Waste Incinerators	< 3 t/h	≥ 3 t/h
Non-Hazardous Waste Recycling, Recovery or Reuse Facilities	< 50 t/d	≥ 50 t/d

Hazardous Waste Disposal Facilities	-	All sizes
Hazardous Waste Recycling, Recovery or Reuse Facilities	< 10 t/d	≥ 10 t/d
Wastewater Treatment Plants (centralized systems)	-	All sizes
Wastewater and Storm Water Collection Systems	Length ≥ 1 km but < 10 km	≥ 10 km

< 建築規制 >

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

< 物流規制 >

今回の調査では、本項目について参考となる情報は得られなかった。

## 9.2 ミャンマーの情報源

ミャンマーの情報源を以下に示す。

表 6 ミャンマーの情報源

	情報内容	情報源	媒体	URL・書籍名	備考
(1) 廃棄物処理・3R 関連情報	①廃棄物処理・3R 制度	JFE エンジニアリング株式会社、日本工営株式会社、株式会社コーエイ 総合研究所「ミャンマー国グレートヤンゴンにおける循環型社会形成支援及び廃棄物発電事業の実現可能性調査報告書」、平成 25 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
		DOWA エコシステム株式会社「ミャンマーにおける有害廃棄物の適正処理事業 報告書」、平成 29 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
	②廃棄物処理・3R に 関 係 す る 中 央 政 府 や 地 方 自 治 体 の 行 政 機 関、 関 係 団 体 等 に 関 す る 情 報	JFE エンジニアリング株式会社、日本工営株式会社、株式会社コーエイ 総合研究所「ミャンマー国グレートヤンゴンにおける循環型社会形成支援及び廃棄物発電事業の実現可能性調査報告書」、平成 25 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
		DOWA エコシステム株式会社「ミャンマーにおける有害廃棄物の適正処理事業 報告書」、平成 29 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
	④廃棄物の処理方法毎の処理量及びその総量並びにこれらの将来予測	DOWA エコシステム株式会社「ミャンマーにおける有害廃棄物の適正処理事業 報告書」、平成 29 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
	⑤廃棄物処理・3R に 係 る イ ン フ ラ 整 備 状 況 及 び そ の 将 来 予 測	DOWA エコシステム株式会社「ミャンマーにおける有害廃棄物の適正処理事業 報告書」、平成 29 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
	⑥廃棄物処理・3R に 係 る 企 業 の 状 況 ( 企 業 数、 業 態、 売 り 上 げ 等 )	DOWA エコシステム株式会社「ミャンマーにおける有害廃棄物の適正処理事業 報告書」、平成 29 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	
(2) 社会・経済の 状況	①人口の経年推移	世界銀行統計データベース	Web サイト	<a href="http://databank.worldbank.org/">databank.worldbank.org/</a>	
	②国内総生産の経年推移	世界銀行統計データベース	Web サイト	<a href="http://databank.worldbank.org/">databank.worldbank.org/</a>	
	③産業構造	ARC レポートミャンマー 2015/16 年版、p 108-110	書籍	「ARC レポート ミャンマー2015/16 年版」平成 27 年 ARC 国別情勢研究会	

④物流	ARC レポートミャンマー 2015/16 年版、p 142-146	書籍	「ARC レポート ミ ャンマー2015/16 年 版」平成 27 年 ARC 国別情勢研究会	
⑤商習慣	ARC レポートミャンマー 2013/14 年版、p 140-143	書籍	「ARC レポート ミ ャンマー2013/14 年 版」平成 25 年 ARC 国別情勢研究会	
⑥生活習慣	外務省 Web サイト	Web サイト	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html</a>	
⑥生活習慣 (祝祭日)	ARC レポートミャンマー 2015/16 年版	書籍	「ARC レポート ミ ャンマー2015/16 年 版」平成 27 年 ARC 国別情勢研究会 p 161	
⑥生活習慣 (言語)	外務省 Web サイト	Web サイト	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html</a>	
⑥生活習慣 (宗教)	外務省 Web サイト	Web サイト	<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html</a>	
⑦生活水準、平均年 収	JETRO 投資コスト比較	Web サイト	<a href="http://www.jetro.go.jp/world/search/cost/">http://www.jetro.go.jp/world/search/cost/</a>	
⑦生活水準、平均年 収	世銀 Web サイト	Web サイト	<a href="http://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD">http://data.worldbank.org/indicator/NY.GNP.PCAP.CD</a>	
⑨廃棄物処理・3R 事 業を行う上での各 種規制	DOWA エコシステム株式会 社「ミャンマーにおける有害 廃棄物の適正処理事業 報 告書」、平成 29 年 3 月	報告書	<a href="http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html">http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/information/myanma.html</a>	